

【屋外広告物許可申請】

新規申請に必要な書類について

1～6は必須、7～9は必要な場合に提出してください。
申請書類は、景観政策課代表メールアドレス (keikan@city.toyama.lg.jp) へメールでご提出ください。

	提出書類	備 考	チェック欄
1	屋外広告物許可申請書 (様式第1号) 市HPからダウンロード	※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物（一部除く）である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	
2	付近見取図	・ 広告物や掲出物件（以下、広告物等）の設置場所及びその付近の状況がわかる地図を提出してください。	
3	敷地配置図	・ 設置場所の敷地に対する、建築物や広告物の位置関係を図示してください。	
4	立面図、構造図	・ 立面図は、広告物等を設置する建築物や工作物の図面です。広告物等の配置状況を図示してください。 ・ 構造図は、形状、寸法、材料及び構造を示す図面です。 ※壁面広告の場合、設置する壁面の面積を立面図に記載してください。	
5	広告物の意匠図（カラー）	・ 広告物のデザインや寸法、形状、材料、構造を記載してください。 ※自家用広告物以外の広告物（一般広告物）の場合、マンセル値も記載してください。	
6	送付先等一覧 市HPからダウンロード	・ 各書類の送付先、申請に関する問合せ先を記入してください。	
7	同意書及び賃貸借契約書の写し等	・ 広告物等を設置する土地・建物の所有者または管理者が申請者と異なる場合に提出してください。	
8	道路占用許可書の写し	・ 広告物等を道路に突き出して設置する場合は道路管理者の許可が必要です。	
9	建築基準法による確認済証の写し	・ 広告物等の高さが4mを超える場合は、建築基準法による確認を受ける必要があります。	

※このほか必要な書類等がある場合には、別途ご提出いただくことがありますのでご了承ください。

担当：富山市活力都市創造部 景観政策課 屋外広告物係
Email：keikan@city.toyama.lg.jp